④	不要財産となった理由		独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、検討した結果、不要と認められたため	土地の一部が未利用となっており、今後も具体的な利用計画がないため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		55,550,000円 (5,645,726円)	23,348,629円 (13,005,186円)
⑦	控除費用		842,400円 (—)	498,187円 (277,490円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	5,645,726円	12,727,696円
		納付年月日	平成27年４月16日	平成27年４月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		—	—

(注)　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑧の国庫納付額は、平成26年度の損益計算書に国庫納付金として計上済みであります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

①	資産種類		土地
②	資産名称		寺尾台宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	283,000,000円
		⑵減価償却	—
		⑶減損額	3,962,000円
		⑷帳簿価額	279,038,000円
④	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		139,267,360円
⑦	控除費用		1,096,515円
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	138,170,845円
		納付年月日	平成27年４月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	—
		納付年月日	—
		⑶その他民間等への払戻額	—
		納付年月日	—
⑨	減資額		283,000,000円
⑩	備考		—

①	資産種類		土地、建物	土地
②	資産名称		成田用水関連施設	山口調整池左岸用地
③	帳簿価額	⑴取得価額	61,537,342円	96,459,309円
		⑵減価償却	6,553,396円	—
		⑶減損額	—	—
		⑷帳簿価額	54,983,946円	96,459,309円
④	不要財産となった理由		取得後約30年以上が経過し老朽化が著しく、現在は未利用となっているため	土地の保有の必要性について検討した結果、処分しても調整池の管理に支障がないと判断され、また、管理費用の縮減にもつながるため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		19,200,000円 (14,400,000円)	28,610,000円 (14,228,230円)
⑦	控除費用		1,245,431円 (555,462円)	2,901,199円 (—)
		⑴国庫納付額	13,844,538円	14,228,230円
		納付年月日	平成27年７月31日	平成27年７月31日